

改革の推進体制

所管部局は、本基本プランの推進に当たっては、外郭団体の自主性、独立性に配慮しながらも、実施に向け積極的に取り組む。

所管部局は、外郭団体の経営状況を的確に把握し、改革実施計画の策定及び実施について、必要な支援と指導・調整機能を発揮する。

総務、人事、企画、財政等管理部門は、所管部局と一丸となって、本基本プランに基づき外郭団体の改革・改善に取り組む。

外郭団体と本市との意見交換、連絡調整を行うため、外郭団体と本市で構成する「外郭団体連絡会」を設置する。

本基本プランの対象団体の改革取組状況についてとりまとめ、毎年公表する。